

— 平成30年度第1回都市計画審議会 —

# 西脇市都市計画マスタープラン



H30.05.29 西脇市 都市計画課

# 2-1 既存都市マスの ふりかえり

---

追加スライド



# (○) 重点的に取り組む事項

## 1 混在系市街地（準工業地域）における適正な土地利用と市街地環境整備の推進

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既成市街地の質的向上を図り、活力と魅力ある生活環境・操業環境を形成する。</li> </ul>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地形成の経緯から混在系市街地となっている準工業地域について、工場の操業環境を保全する「産業・生活複合地区」と、良好な住環境を形成する「複合住宅地区」とに区分する。</li> <li>・ 上記区分ごとの土地利用方針に基づき、土地利用の規制・誘導、市街地環境の整備推進を図る。</li> </ul>
施策・事業の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用途地域の見直し</li> <li>・ 特別用途地区の活用検討</li> <li>・ 地区計画や建築協定などの活用検討</li> <li>・ 用途複合のための環境保全や緑化などの規制・誘導策の検討</li> <li>・ 土地区画整理事業や地区計画制度の活用検討</li> </ul>

- 定期見直しに合わせ、用途地域の見直しを実施した。  
（現況と土地利用に著しい乖離が見られる地区はなく、用途変更には至っていない）
- ➡ 土地利用の動向に注視し、適正な土地利用の検討を進める。

# (○) 重点的に取り組む事項

## 2 広域幹線道路の体系化と整備推進

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市活動、産業活動、交流、防災等の重要な都市基盤である広域幹線道路の整備を急ぐ。</li> <li>・広域幹線道路整備と都心部再生とを一体的に推進する。</li> </ul>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域交通の基軸となる国道175号バイパスの整備を推進する。</li> <li>・広域幹線道路による都心（中心市街地）へのアクセスを改善する。</li> <li>・幹線道路整備と合わせて、都心（中心市街地）の市街地整備やまちなかの居住を一体的に推進する。</li> </ul>
施策・事業の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道175号バイパス整備事業</li> <li>・国道427号（西脇道路）整備事業</li> </ul>

- 国道175号西脇バイパスの整備が進み、供用開始された。
- 国道175号西脇北バイパスの整備が進められている。
- 国道427号（西脇道路）の事業に着手し、整備が進められている。

➡ 国道175号西脇北バイパス以北のルート決定及び事業化の要望を継続する。

# (○) 重点的に取り組む事項

## 3 まちなか居住等による市街化区域の住環境整備の推進

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既成市街地について、安全で快適な住環境を形成し、まちなかへの居住を誘引することでコンパクトな市街地形成を図る。</li> </ul>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別建築物の更新に合わせた段階的な基盤整備と環境改善を推進する。</li> <li>・ 都市計画道路整備や住生活基本計画と連動したまちなか居住の推進など、施策連携を図る。</li> </ul>
施策・事業の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別建替に合わせた段階的な生活道路整備（拡幅、交差点改良等）</li> <li>・ 都市計画道路の整備促進</li> <li>・ 都市計画道路整備と併せた沿道街区の整備、沿道建築物の不燃化、街並み形成の誘導など</li> </ul>

- コンパクトな市街地の形成に向け、立地適正化計画に取り組んだ。
  - 都市計画道路和布郷瀬線（南北道路）の勉強会が開始された。
  - 激甚災害対策特別緊急事業に関連し、一部の整備が進んだ（重春橋）。
  - 具体的なまちなかの整備には至っていない。
- ➡ 持続可能なまちづくりのため、施策連携を図りながら、まちなか居住を推進する。

# (○) 重点的に取り組む事項

## 4 産業誘導地区の整備推進

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>働く場を確保し、産業活力の源泉となる産業拠点を整備する。</li> </ul>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域内の産業誘導地区について、地域環境と調和した産業拠点を形成するため、都市計画的対応を図る。</li> <li>産業施策と連携して、産業誘致を推進する。</li> </ul>
施策・事業の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別指定区域制度や地区計画制度の活用</li> <li>関連公共施設の整備</li> <li>産業施策との連携（企業立地促進法等）</li> </ul>

- 上比延地区においては、上比延工場公園地区地区計画を策定し、産業誘導を推進した結果、分譲した区画を完売することができた。
  - 平野東地区においては、平野東工場公園地区地区計画を策定し、新たな産業を誘導することができた。
- ➡ さらなる産業誘致を推進するため、土地利用を検討する。

# (○) 重点的に取り組む事項

## 5 都市計画区域外の環境保全と良好な土地利用の推進

ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒田庄地区などの都市計画区域外について、「田園協奏都市」のイメージを代表する地域として保全、育成する。</li> </ul>
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法上は、当面、都市計画区域外とする。</li> <li>・現在の自然環境や田園環境の保全、良好な景観の形成等を図る。</li> <li>・地域環境と調和した土地利用や開発行為への規制・誘導を図る。</li> </ul>
施策・事業の例示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例の適正運用</li> <li>・市民の環境を守る条例の適正運用</li> <li>・景観法や景観条例等の活用検討</li> <li>・農業、環境などの関連施策と連携した農地や森林の保全と、集落や市街地環境の整備</li> </ul>

● 都市計画区域外においては、関係する法令等の運用を図ってきた。

➡ 観光部門等との連携を図りながら、継続した取り組みを行う。

～ 地域ハグクム西脇市 ～

平成30年度 第1回都市計画審議会  
(西脇市都市計画マスタープラン)

ご静聴ありがとうございました

